

分別の仕方

	分別の例	注意点
もえるゴミ	<p>生ごみ</p> <p>カイロ 保冷剤 乾燥剤</p> <p>ビニール製品</p> <p>木製製品</p> <p>紙おむつ</p> <p>CD・DVD・ビデオテープ・カセットテープ</p> <p>皮革製品</p> <p>発泡スチロールプラスチック類</p> <p>剪定枝 落ち葉 雑草</p> <p>布団・毛布</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみは、水分をよく切って出してください。 ○ 剪定枝や木くずは、長さ1m・直径50cm以内に束ね、町指定のステッカーを貼って出してください。 ※1本あたりの太さは10cm以内としてください。 ○ おむつの汚物は必ず取り除いて出してください。 ○ 布団・毛布・じゅうたんなどは、1枚ずつ1m以内に折りたたみヒモで縛ってから、町指定のステッカーを貼って出してください。 ○ 雑草はできるだけ土を落として出してください。 ○ カップめんのはた、レトルト食品の袋等は、もえるゴミで出してください。
もえないゴミ	<p>金属製品</p> <p>家電リサイクル品、小型家電リサイクル品に該当しない電気製品 (バッテリー内蔵ではないもの)</p> <p>せと物・陶器・鉢物</p> <p>ガラス製品</p> <p>電球</p> <p>ライター</p> <p>蛍光灯・電球型蛍光ランプ</p> <p>スプレー缶</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金属製品などで、長いものでも、町指定ゴミ袋に長さの3分の2以上入る場合は、もえないゴミとして袋に入れて出してください。 ○ 針・カミソリ・釘等の危険物は、袋にそのまま入れず、缶に入れる等、危険のないように出してください。 ○ ガラス等のワレ物は、袋にそのまま入れず、新聞紙でくるんで「危険物」と表記する等、危険のないように出してください。 ○ スプレー缶等は、穴を開けてガスを全て抜いてから出してください。 ○ 化粧品や薬品類など飲食物以外のものが入っていたビン類、アルミホイルは、もえないゴミで出してください。 ○ ライターは、ガスを全て抜いてから出してください。 ○ ライター、蛍光灯は中身の確認できる袋に入れて出してください。町指定のゴミ袋、町指定のステッカーは使用しなくても構いませんが、他の物と混ざっている場合は収集いたしません。

ごみ集積所は、利用する皆さんが共同で管理し、きれいに使いましょう。

※町指定のごみ袋以外の袋で出されたごみは収集いたしません。(ライター・蛍光灯・乾電池・衣類は除く)

町指定のごみ袋に入らないものには粗大ごみ用のステッカーを貼ってください。

電気式生ごみ処理機貸出事業

○生ごみ類を自家処理できる家庭は、自家処理をしましょう。ごみの減量にご協力をお願いいたします。

利根町では、生ごみ処理機の貸出し事業を実施しています。

◆電気式生ごみ処理機貸出事業

貸出機種 パナソニック MS-N53	貸出期間 3ヶ月	1世帯につき1基の貸出になります。 再貸出を受けるには、前回の貸出から3年以上経過していること。
-----------------------	-------------	---

貸出数には限りがありますので電気式生ごみ処理機貸出事業を受ける場合は、必ず電話等にて確認してください。